

令和2年度第2回小金井市消費生活審議会（第12期）次第

日時：令和3年3月24日（水）午前10時～
場所：小金井市市民会館萌え木ホールB会議室
（小金井市商工会館3階）

- 1 開会
あいさつ
- 2 消費生活審議会委員の委嘱について
委嘱状授与及び自己紹介
- 3 消費生活審議会の会長の選出について
会長のあいさつ
- 4 消費生活審議会の職務代理者の指名について
職務代理者のあいさつ
- 5 議題 これからの消費者行政のあり方について
 - (1) 小金井市消費生活条例及び同施行規則について
 - (2) 消費生活審議会会議録の取扱いについて
 - (3) 消費生活係事業概要について
 - (4) 「消費者行政の予算決算概要・消費者行政交付金活用一覧・研修等参加状況」について
 - (5) 令和3年度消費者行政事業実施予定について
- 6 その他

配付資料

1	「小金井市消費生活審議会委員名簿」	資料 1
2	「小金井市消費生活条例」	資料 2
3	「小金井市消費生活条例施行規則」	資料 3
4	「消費生活審議会会議録の取扱い」	資料 4
5	「小金井市市民参加条例」	資料 4-1
6	「小金井市市民参加条例施行規則」	資料 4-2
7	「小金井市附属機関等の会議等に関する傍聴要領」	資料 5
8	「小金井市附属機関等の会議傍聴券」	資料 6
9	「傍聴受付記入表」	資料 7
10	「意見・提案シート」	資料 8
11	「令和2年度消費者行政事業の概要」	資料 9
12	「経済課消費生活係の事務報告」	資料 10
13	「消費生活相談件数内容と年代別内訳」（令和2年度）	資料 10-1
14	「消費者行政（経済課消費生活係）の予算・決算概要」	資料 11
15	「消費者行政強化交付金活用一覧」	資料 12
16	「令和2年度研修等参加状況」	資料 13
17	「令和3年度消費者行政事業実施予定」	資料 14

会 議 録

会議名	令和2年度第2回小金井市消費生活審議会（第12期）		
事務局	市民部経済課消費生活係		
開催日時	令和3年3月24日（水） 午前10時～11時30分		
開催場所	小金井市市民会館萌え木ホールB会議室（小金井市商工会館3階）		
出席者	委員	富岡 秀夫（会長）・吉田 安之・松井 大平・田中 静枝・森永 瑠美・宮崎 珠美	
	その他	なし	
	事務局	杉野 俊太郎 消費生活係長 木村 亜由美 消費生活係主事	
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可・ <input type="radio"/> 不可・（一部不可）	傍聴者数	0 人
会議次第	別紙のとおり		
会議結果	別紙「審議経過」のとおり		
提出資料	別紙のとおり		
その他	なし		

審議経過（主な発言要旨等）

司会（事務局） 定刻になったので、令和2年度第2回小金井市消費生活審議会（第12期）を開会する。委員改選後初めての審議会のため、本日の席順は委員選出区分別としている。はじめに、部長・課長は事情により欠席しており、かわりに消費生活係長よりご挨拶をさせていただく。

消費生活係長 このたびは新型コロナウイルスの感染症の影響により審議会開催にあたり度重なる日程調整でご迷惑をおかけした。また本来であれば管理職が出席するところであるが、公務により出席できないことについてお詫び申し上げる。

また市民部長においては体調が回復しておらず、出席できないことについて重ねてお詫び申し上げます。

新型コロナウイルスの感染症拡大に伴い昨年から今年度にかけて東京都では緊急事態宣言が2度発令された。コロナ禍で自粛といわれているが、小金井市の消費者行政については、消費生活相談もインターネットの利用が増加されたことに伴いインターネットによる詐欺の被害が多く見受けられる。また2022年（令和4年）4月より成年年齢が18歳へ引き下げられることにより、若年層の消費者被害が急増するのではないかと危惧されている。そこで、教育委員会及び各学校と連携し、中学校・高校・大学の消費者教育の強化が必要となる。高齢者の被害も依然として減少傾向にはならず、相談件数割合でも60代以上で全体の4割を占めている。こういった消費者被害の実態がある一方で消費者行政は幅広く、食品の安全を含め皆様からさまざまなご意見をいただき行政の中で生かしていきたいと考えているのでよろしくお願ひしたい。挨拶は以上となる。

司会 次に委嘱状の交付を行う。委員の任期は令和4年10月28日までとなっております。2年間よろしくお願ひしたい。

消費生活係長 《 委嘱状交付 》

司会 続いて、各委員に自己紹介をお願いします。

各委員 《 自己紹介 》

司会 次に、事務局の自己紹介を行う。

事務局 《 自己紹介 》

司会 現在委員は8名で組織しており、本日6人の出席をいただいているので、小金井市消費生活条例施行規則第4条に基づき会議が成立していることを報告する。

新委員による初めての審議会であるため、会長が決まるまでの間、私が進行役を努めさせていただく。次第3「消費生活審議会会長の選出について」をお諮りする。消費生活条例第22条第1項により、会長は委員の互選により定めるとされている。従前に引き続き富岡委員にお願いしたいと思っているが、いかがか。

各委員

「異議なし」

司 会

異議なしと認め、富岡委員を会長に決定する。会長が選任されたので、就任の挨拶をお願いします。

会 長

《 就任挨拶 》

司 会

会長が選任されたので議事進行をお願いします。

会 長

次の議題に移る。次第4「会長の職務代理者の指名について」、消費生活条例第22条第3項に基づき、あらかじめ会長が指名するという事になっている。職務代理者には東京都多摩消費生活センター所長山口委員にお願いしたい。よろしいか。

各委員

「異議なし」

会 長

お認めいただいたので、山口委員を会長職務代理者として指名する。

事務局

山口委員は本日欠席のため、ご挨拶は控えさせていただく。職務代理への就任については既にご本人より了承をいただいていることを報告する。

会 長

続いて次第5 これからの消費者行政のあり方について（1）「小金井市消費生活条例及び同施行規則」について事務局から説明を求める。

事務局

《 資料2、資料3を基に説明 》

会 長

質問はいかがか。

私から申し上げる。審議会の任期が令和2年10月29日から令和4年10月28日までとなっているが、すでにスタートしている。半年遅れて初めての会合ということだがコロナ禍であっても、消費生活審議会委員の意見をきいていただき、消費者行政に反映させるということが審議会の役割である。私が把握している会議はリモートや書面で実施している。やはり事務局もその点を理解していただき、年3回というスケジュールであれば3回履行していただきたい。半年遅れてスタートというのは、半年間は審議会の意見を聞いていないということであるから、そこは注意をしていただきたい。

皆さん、ご質問はいかがか。後ほど質問でも結構である。

よろしければ、事務局から(2)「消費生活審議会会議録の取扱いについて」の説明を求めらる。

事務局
会 長

《 資料4～資料8を基に説明 》

皆さん、ご質問はいかがか。

質問がなければ、事務局から(3)「消費生活係事業概要について」の説明を求めらる。

事務局
会 長

《 資料9、資料10及び資料10-1を基に説明 》

皆さん、ご質問はいかがか。なければ、質問は後程でも結構なので次にすすめる。事務局から(4)「消費者行政の予算決算概要・消費者行政交付金活用一覧・研修参加状況について」の説明を求めらる。

事務局
会 長

《 資料11、資料12及び資料13を基に説明 》

皆さん、ご質問はいかがか。

質問がなければ、(5)「令和3年度消費者行政事業実施予定について」事務局より説明を求めらる。

事務局
会 長
委 員

《 資料14を基に説明 》

皆さん、ご質問はいかがか。

昨年度からコロナの関係でだいぶ相談環境が変わったと思うが、私の業務でも対面ではなく電話での相談体制が変わった。消費生活相談の中で契約書を確認しなければならないとき、どのような形で相談者から見せてもらっていたのか。また、相談を対面でやることについては感染リスクが高いため、そういったところの何らかの感染対策をとられていたのか、お聞かせいただきたい。

事務局

相談については、まずはお電話でのご相談をお願いしていた。電話で解決できる相談であれば、そこで終了となるが、契約書等確認しなければならないときは、事前に相談の上来庁していただき、書類等を確認させていただいている。

また、飛沫感染防止のために相談者と相談員の間にはアクリル板パネルを机上に設置し飛沫感染を防止している。事前の電話がなく来庁されてしまった方にも、お帰りいただくことはせず臨機応変に対応させていただいている。

会 長
事務局
会 長

リモートでの相談はしていないのか。

リモートでの相談は実施していない。

他の方はいかがか。

委員 消費者スクールについて、成年年齢に引き下げに伴う啓発ということで、直近で高校へのアプローチが必要になり、都立高校、私立高校それぞれありアプローチの仕方が違い、難しいと思う。またコロナの影響で学校も授業時数の確保からこういった消費者スクールに時間をかけるというのが難しい状況だとは承知しているが、直近にせまっているものなので、高校へのアプローチを是非積極的に行っていただきたい。

それから、高齢者の見守りであるが、マンパワーのいるものなので、私共のような商工業者で、高齢者宅へ訪問するような事業者があるが、訪問した際に消費者被害の注意をはらっていただきたいことなどを我々事業者へ情報提供していただき、高齢者へお伝えするといった形で、ご協力できるところは協力していきたいと思う。

別件だが、公衆浴場について、資料10の公衆浴場の施設改修費についてだが、外見の劣化や路上に廃材がおいてあるのが見受けられる。周辺環境を含めて整備していただきたいという意見があったことを、何かの時にお伝えいただければと思う。

会長 公衆浴場は現在1か所に対して、50万円の補修であるが、毎年補修が必要なのか。

事務局 こちらの施設は年数が経っているため、改修が必要であり、直近の改修状況では、クーラーの空調整備、浴槽板の朽ちくに伴う補修、洗い場のタイル改修工事や、ボイラーの交換などを行っており、補助をさせていただいている。

会長 昔は銭湯はどここの地域にもたくさんあったが、今は各家庭で風呂がある。小金井市にある公衆浴場の利用率は高いのか。

事務局 一定の利用者はいる。

会長 今は一般的な浴場が少なくなっているが、利用者がいるのであれば、それは家庭に風呂がない方が利用するのであり、補助というのはわかるが、利用者があまりいなければ、補助について考える時期にきているのかもしれない。

委員 周辺住民は浴場を含めた環境改善を望む声がある。ボランティアの方が清掃に行くというわけでもない。補助金をもらっているのであればもうちょっと改善してほしいと思う。補修は補助金の中で全部補修してしまうのか。

事務局 全額を補助ではなく工事費の半分を補助している。

委員 そもそも公衆衛生ということで浴場があつていいと思うが、小金井市の中でアパート等の物件情報をみても風呂がないという物件はほとんどない。例

えば、災害時に公衆浴場があることによって助かってよかった、ということは今後起きると思う。補助金を交付しないということではなく、金額的な見直や毎年毎年交付ということでもよいのではないかとということを含めて多少見直してもよいのではないかと思う。

会 長

浴場の利用者は市内の方で、浴場の近隣の方が利用されていると思う。費用対効果の問題で、どうしても必要な方は有料のお風呂の券を差し上げるとか、毎年 50 万円補助が本当にいいのか、気になっていた。

それから委員からもお話があったように、来年 4 月から成年年齢引き下げということで集中的にやらないと、来年 4 月になって成年になる高校生が出てくる。今年度中に実施しておかないと今までのように未成年者契約で解約ができなくなる。

総じて何をポイントにするかという、一つは成年年齢の引き下げに伴う啓発、二つ目は高齢者の消費者被害についての相談は依然多い状況なので委員がおっしゃったように、商工業者と連携して啓発のほうを実施していただきたい。

審議会委員についてだが、もともと審議会に民生委員や介護施設で働く方、訪問介護職の方たちも入れていただいたらどうかということは前から話しているが、なかなか実現しない。実現したのは学校の先生が学識経験者として委員となった。それから苦言になるが委嘱状を出すのに市長名で出されているが、市の責任者が出席しないということは私も国の審議会等やっているが、はじめてである。事務局がいかにかこの仕事が大切であるか市のトップに説明ができていないのかと心配である。審議会委員の意見に耳を傾け幹部の方も消費者行政全般についてどうしたらよいか、事務局からの説明だけでなく、委員の皆さんからの意見を聞いて、考えていくということにしていきたい。このことを議事録の中に記載しておいていただきたい。初回で苦言を呈することになってしまい申し訳ない。

他の委員の方はいかがか。なければ事務局からは何かあるか。

事務局

ご質問等なければ、次回の審議会の 7 月を予定している。年度があけてしばらくしてから日程の調整のご連絡をさせていただくのでよろしく願いたい。

会 長

最後に、記憶にある委員もいるかと思うが交付金について予算がついているのに使わなかった、返納したという話があったかとおもうが、今年度は残

り1週間であるが、有効活用していただきたい。成年年齢引き下げに伴う啓発で使用するわかりやすいリーフレットを購入するなどして、7月の報告の時に予算を返納したということがないようにしていただきたい。もし、予算を返納するという事になったならどういう理由で返納したかということを知りたいと思うのでよろしくお願いしたい。他の委員の方はよろしいか。それでは本日の議事は終了する。